

下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が実施し、又は山口県と本市が共同で実施する漁業担い手確保・育成に係る事業を活用した山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修（以下「長期研修」という。）を受けるために市外から本市に移住する者の転入に要する経費及び長期研修の際に必要な漁具等の購入に要する経費の一部を補助し、もって本市において新たに漁業に就業することを希望する者を確保することを目的とした下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 漁業に就業することを希望する者で、市外から本市に転入するもの
- (2) 本市で長期研修を受ける者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、長期研修を受けるために補助対象者が行う市外から本市への転入及び長期研修の際に必要な漁具等の購入（以下これらを「転入等」という。）とする。

- 2 転入等に係る経費のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の2分の1の範囲内で市長が定める額（補助対象者一人当たり700,000円を上限とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び確約書兼連帯保証書（様式第2号）にそれぞれ関係書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助

金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該申請をした補助対象者に書面により通知するものとする。

2 市長は、第6条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該申請をした者に書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に転入等を中止しようとするときは、書面により当該転入等に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(内容の変更に係る承認の申請等)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、第5条の規定により申請をした内容に変更があった場合は、あらかじめ変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が、補助対象経費の3割以内の減額を内容とするものである場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の変更交付申請書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 前項の場合においては、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、転入等が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて確認調査を行い、適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定の内容を書面により補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、転入等の実施状況が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該転入等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助決定者に対して指示することができる。

3 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う措置について準用する。

(補助金の交付請求等)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付（概算払）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第8条第1項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助決定者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助決定者は、補助金交付（概算払）請求書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条第1項の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び支払については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助決定者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 補助決定者は、転入等の実施状況及び補助対象経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該転入等の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

2 補助決定者は、転入等により取得した備品については、転入等の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める当該備品の耐用年数の期間を経過するまで、財産管理台帳（様式第6号）その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

3 前2項の規定により整備し、及び保管すべき帳簿、財産管理台帳その他関係書類（以下「帳簿等」という。）のうち、電磁的記録により整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（質問、報告、指示及び検査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは転入等の実施上必要な指示をし、又は帳簿等を検査することができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（4）この要綱に違反したとき。

（5）長期研修への参加を辞退したとき、又は長期研修の期間中に中止したとき。

ただし、病気等のやむを得ないと認められる理由による場合を除く。

（6）その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第12条第1項の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（財産の処分の制限等）

第18条 補助決定者は、転入等により取得した備品を、当該備品の第15条第2項に規定する耐用年数の期間を経過する前に、市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、補助決定者が前項の規定に違反したときは、補助決定者に対し、当該備品の残存価格に、当該補助決定者へ交付した補助金の額を当該補助対象経費の額で除して算出した比率を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を、期限を定めて返還するよう命ずるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費の費目	補助対象経費
手数料	新たに本市に住居を借りる際に発生する礼金、仲介手数料等。ただし、敷金は含まない。
委託料	本市への転入のために引越業者に委託した経費。ただし、家財道具を自ら運搬する場合の自動車借り上げ料や燃料費等は含まない。
備品購入費	長期研修で使用する漁具及び専ら漁獲物を運搬するための軽トラック等で、取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が3万円以上のものの購入費

様式第1号（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者

住所

氏名

年度において補助金の交付を受けたいので、下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 転入予定

現住所	
転入予定住所	
転入予定日	年 月 日

2 補助対象経費の内容

補助対象経費	転入等の内容 (規格、契約相手方等)	支出額 (円)	補助額 (円)
手数料			
委託料			
備品購入費			
合計			

3 添付資料

(1) 補助対象経費に係る見積書の写し

様式第 2 号 (第 5 条関係)

確約書兼連帯保証書

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請者

住所

氏名

㊟

連帯保証人

住所

本人との関係

氏名

㊟

申請者_____は、 年 月 日付けで申請した下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金 (以下「補助金」という。) について、次に掲げる場合には、求められた金額を返還することを確約します。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後に、下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、その決定の全部又は一部を取り消され、同条第 2 項の規定により補助金の返還を求められた場合
- (2) 下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に違反し、同条第 2 項の規定により補助金の返還を求められた場合

連帯保証人_____は、申請者_____が上記 (1) 又は (2) のとおり補助金の返還を求められた場合は、700,000 円の範囲内で連帯して返還することを保証いたします。

なお、下関市による連帯保証人に対する申請者の補助金返還債務に係る履行の請求は、民法第 441 条及び第 458 条の規定にかかわらず、申請者に対しても効力を有するものとします。

備考 申請者、連帯保証人の押印は実印とし、印鑑証明書各 1 通を添付すること。

様式第3号（第10条関係）

変更交付申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金について、下記のとおり事業内容を変更したいので、下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 内容の変更理由

2 内容及び経費配分

	補助対象経費	転入等の内容 (規格、契約相手方等)	支出額 (円)	補助金 (円)
当初計画				
	合 計			
変更計画				
	合 計			

3 添付資料

(1) 補助対象経費に係る見積書の写し

様式第4号（第11条関係）

実績報告書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金について、転入等を完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 経費の内訳

補助対象費目	転入等の内容 (規格、契約相手方等)	支出額 (円)	補助額 (円)
手数料			
委託料			
備品購入費			
合計			

2 完了日

年 月 日

3 添付資料

- (1) 補助決定者が補助対象経費の支払を行ったことが確認できるもの
 - ・手数料については、礼金、仲介手数料等の支払が確認できる書類（領収書等）及び住居の賃貸契約書の写し
 - ・委託料については、引越業者への支払が確認できる書類（領収書等）
 - ・備品購入費については、購入及び支払が確認できる書類（領収書等）
- (2) 転入後の住民票の写し
- (3) 購入した備品が確認できる写真（該当がある場合のみ）

様式第5号（第13条関係）

補助金交付（概算払）請求書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者
住所
氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）通知がありました下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金について、下関市漁業担い手移住定住促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり（概算）請求します。

1 補助金（概算）請求額 金 円

2 振込先

銀行名	銀行 店
普通・当座の別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第6号（第15条関係）

財 産 管 理 台 帳

物品の内容		経費の配分			保管場所	処分制限期間		処分の状況		適用
備品名称	数量 (単位)	取得金額	負担区分			耐用 年数	処分 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
			市補 助金	自己 資金						
合計					—	—	—	—	—	